

和泊町告示第3号

和泊町総合振興計画等外部評価委員会設置要綱を次のように定めた。

令和3年1月15日

和泊町長 伊地知 実利

和泊町総合振興計画等外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 和泊町総合振興計画及び和泊町総合戦略（以下「総合振興計画等」という。）の進捗状況に関して、町民等の外部の視点から評価を行うことにより、評価制度の透明性と評価内容の客観性を確保するとともに、総合振興計画等の効果的かつ効率的な進捗を図ることを目的に、和泊町総合振興計画等外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合振興計画等の進捗管理について、外部の視点から評価を行うこと。
- (2) 総合振興計画等の推進に必要な事項に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による町民
- (3) 前号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び職務代理者)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席で成立するものとする。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者又は関係職員の出席を求めることができる。
- 4 委員会の会議は、原則として公開する。

(委員の代理)

第7条 委員長は、委員がやむを得ない事情により会議に出席することができないときは、その代理の者(以下「代理者」という。)を出席させることができる。

- 2 代理者は、委員と同一団体に、同一の期間属する者で、当該委員が指名するものとする。
- 3 代理者が委員会に出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月15日から施行する。